

八雲町地域おこし協力隊員募集要項（酪農ヘルパー支援員）

八雲町は、広い面積と自然環境を生かした農業及び漁業を基幹産業とする町です。特に酪農が盛んですが、酪農家の高齢化や後継者不足が課題となっており、また、酪農家が仕事を休まなければならない時に支援する「酪農ヘルパー」の担い手も不足しています。

つきましては、八雲町で酪農業に従事することを目指し、「酪農ヘルパー」業務を通じて酪農業を習得する地域おこし協力隊を下記により募集します。

記

1 募集人数 1名

2 採用予定日 令和8年11月1日（応相談）

3 募集職種 酪農ヘルパー支援員

4 募集職種概要

酪農ヘルパーは毎日新鮮な牛乳を生産している酪農家が休日を取得する際に、酪農家に代わり搾乳や飼養管理を行います。

また、酪農で就農を志す新規就農希望者にとっては、牛の世話をしながら酪農経営に必要な技術や知識・経験を積むことができる最適な仕事です。

酪農や牧場経営に興味がある方に、酪農ヘルパーの仕事を通じて、飼養技術や酪農経営を学んでいただき、将来、新規就農や酪農に関わる仕事に従事してもらうことを目標に酪農ヘルパー支援員として業務を行っていただきます。

（業務内容）

農業に対する正しい見方、知識を得ることを目的に酪農ヘルパー業務を行っていただきます。

酪農ヘルパースケジュール（例）

【勤務時間】

朝：午前5時00分～午前9時00分（搾乳・牛舎の清掃・牛の観察等）

夕：午後4時30分～午後8時00分（搾乳・餌やり等）

【休憩時間】

午前9時00分～午後4時30分

5 募集対象

- （1）3大都市圏（首都圏・中京圏・近畿圏）を始めとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）から八雲町に住民票を移し、八雲町に居住することが可能な方
- （2）申し込み時に概ね45歳未満の方
- （3）普通自動車運転免許を取得している方（AT限定可）
- （4）ワード、エクセルなどの一般的なパソコン操作のできる方
- （5）地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし協力隊の活動に意欲と情熱を持って取り組める方
- （6）新規就農もしくは農業関連の仕事に関心をお持ちの方
- （6）八雲町内に居住できる方

6 勤務地 八雲町役場本庁舎（八雲町住初町138番地）

※八雲町役場に出勤した後、八雲町内の酪農家宅で業務を行っていただきます。

7 勤務時間等

- (1) 勤務日数は週 5 日ですが、勤務となる曜日はシフトによって異なります。
- (2) 勤務時間は 1 日につき 7 時間 30 分です。
- (3) 年次有給休暇、忌引休暇のほか、フレックス休暇などの特別休暇があります。
(会計年度任用職員制度に基づく)
- (4) 副業は、本業（協力隊業務のこと）に支障のない範囲で可能ですが、事前の許可が必要です。

8 雇用形態及び任期

- (1) 八雲町の会計年度任用職員として八雲町長が委嘱します。
- (2) 任期は、採用日から 1 年以内とし、最長 3 年まで延長することができます。

9 待遇及び福利厚生等

(1) 賃金：月額 250,645 円

※上記の月額賃金に加え、1 1 月～3 月は寒冷地手当が支給されます。

- ・世帯主（扶養あり）／月 17,500 円
- ・世帯主（扶養なし）／月 12,200 円
- ・その他 ／月 7,000 円

- (2) 健康保険、厚生年金、雇用保険等に参加します。
- (3) 赴任旅費として、交通機関運賃を基準に基づき、町が 50,000 円を上限に支給します。
- (4) 町が住宅を借り上げ、住宅借上料の月額から町が 50,000 円を上限として負担し、残額を自己負担とします。光熱費等は自己負担とします。
- (5) 活動に必要な自動車は町が用意しますが、公務以外での使用はできません。

10 応募方法

- (1) 令和 8 年 月 日までに、応募用紙（様式 1、町ホームページにてダウンロード可）を全て記載し、写真を貼付のうえ、メールで提出してください（応募用紙を受理後ご連絡いたします）。
なお、提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

(2) 問い合わせ、応募先

〒049-3121 北海道二海郡八雲町上八雲 296 番地 1

birch 株式会社（担当者：赤井義大）

電話 090-1230-2808 メール：yoshihiroakai10@gmail.com

※地域おこし協力隊募集業務の委託先※地域おこし協力隊募集業務の委託先

11 選考

- (1) 1 次 選 考 書類選考を実施します。
- (2) 2 次 選 考 1 次選考合格者を対象に面接試験（対面・オンライン応相談）を実施します
（面接試験に係る交通費や通信料等の支給はありません）。詳細な日時等は
1 次選考結果を通知する際にお知らせします。
- (3) 健康状態の確認 2 次選考合格者（採用内定者）は健康診断を受診していただき、診断書を提出していただきます（診断書料は町が負担）。

12 その他

募集に関する質問は、電話又はメールで行ってください。質問に対する回答は、質問者に対して電話又はメールで回答します。